法務省矯成第３３４７号
平成１９年５月３０日
改正　平成１９年８月　６日付け法務省矯成第４６７１号
平成２３年５月２３日付け法務省矯成第３００２号
令和　６年２月２８日付け法務省矯成第　３００号
令和　７年４月　１日付け法務省矯総第１３７５号
令和　７年５月２９日付け法務省矯成第１４３９号

矯正管区長　殿
刑事施設の長　殿
矯正研修所長　殿（参考送付）

法務省矯正局長　梶　木　　壽

受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、受刑者の優遇措置に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３２３号大臣訓令。以下「訓令」という。）の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第５８号）の施行の日から施行されることに伴い、平成１８年５月２３日付け法務省矯成第３３２４号当職依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしましたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

記

１　刑事施設の長が定める処遇（訓令第３条関係）

⑴　規則第５２条第２号に規定する処遇を定める場合においては、他の優遇措置との均衡に十分配慮すること。

⑵　優遇措置とは別の目的で、テレビの視聴を認めることなどは差し支えないこと（例えば、共同室に収容されている者のストレス解消を目的としたテレビ視聴、無事故期間が長期にわたる者を教室に集めたビデオ視聴等）。

⑶　次に掲げる処遇については、訓令第３条の規定による矯正局長の認可を受けたものとして差し支えないこと。

ア　第２類以上の優遇区分に指定されている受刑者に対し、規則第７１条第１項の規定により刑事施設の長が定める面会を許す日について、第３類以下の優遇区分に指定されている受刑者に係る面会を許す日のほかに面会を許す日を定

めること。

なお、当該処遇の実施に当たっては、規則第７１条第３項の規定により告知し、及び公告すること。また、当該処遇のうち、第３類以下の優遇区分に指定されている受刑者に係る面会を許す日のほかに規則第１９条第２項第１号又は第２号に掲げる日を面会を許す日として定める処遇を実施する場合には、当該刑事施設の職員配置等に鑑み、逃走等の保安事故が生じることのないよう所要の措置を講ずること。

イ　第２類以上の優遇区分に指定されている受刑者に対し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる物品の一部又は全部について自弁のものの使用を認めること。

(ｱ) ナイロンタオル、ボディーソープ、洗顔石けん、洗顔フォーム及び電気かみそり用プレシェーブローション

(ｲ) 多色ボールペン及び蛍光ペン

(ｳ) 被収容者に自弁のものとして使用させるものより高品質である便箋及び封筒

２　優遇区分の指定及びその指定の変更（訓令第５条関係）

⑴　受刑態度の評価

ア　訓令第５条各号に掲げる事項の評価は、別紙に定める基準に従い点数に換算し、評価期間中の合計点により行うものとすること。

イ　上記アの最初の評価は、当該受刑者が就業等する工場又は居室において当該受刑者の処遇等を担当する矯正処遇部門（企画調整部が置かれる刑事施設にあっては、矯正処遇部）の職員（以下「担当職員」という。）が行うものとすること。この場合において、担当職員は、訓令第５条各号に掲げる事項のうち、第１号、第２号及び第５号の事項に関する状況等を、必要の都度、別紙様式１の「生活評価カード」に記載するものとすること。

ウ　担当職員を監督する立場にある職員のうち、刑事施設の長が指名する者は、上記イの評価の内容を確認し、必要に応じ、工場又は居室棟等の間によって評価に不合理な偏りが生ずること等のないよう調整を行うものとすること。

⑵　優遇区分の指定等

ア　評価期間の初日から末日まで継続して刑事施設において刑の執行を受けている受刑者の優遇区分の指定は、上記（１）の評価の結果に従い、次の（ア）から（オ）までに掲げる優遇区分に、当該（ア）から（オ）までに規定する者を指定すること。

(ｱ) 第１類　上記（１）による合計点が１２点以上の者

(ｲ) 第２類　上記（１）による合計点が６点から１１点までの者

(ｳ) 第３類　上記（１）による合計点が０点から５点までの者

(ｴ) 第４類　上記（１）による合計点が－４点から－１点までの者

(ｵ) 第５類　上記（１）による合計点が－５点以下の者

イ　規則第５３条第２号の規定により優遇区分の指定を受ける受刑者のうち、上記アに規定する受刑者以外のものの優遇区分の指定は、上記アに準じて行うこと。この場合において、訓令第４条の規定に基づいて優遇区分の指定をするために必要なときは、評価期間内に刑の執行を受けた期間に応じて、別紙に定める基準及び上記アに定める各優遇区分に指定する際に必要な合計点を変更することができること。

⑶　優遇措置評価表

上記(１)の評価及び上記(２)による優遇区分の指定の結果は、別紙様式２の「優遇措置評価表」に記録すること。

⑷　評価期間経過後に褒賞を行った場合の優遇区分の指定又はその指定の変更

ア　規則第５３条第３号の「その他の事情」としては、例えば、その時点における評価期間の残りの期間の長短や、釈放予定日までの期間が切迫していること等が考えられること。

イ　規則第５３条第３号の規定により優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更するに当たっては、上記(１)の評価の結果に褒賞による加点を加味した点数に基づき行うこと。ただし、優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更する日からその日の属する評価期間の末日又は釈放予定日までの期間が短くなるのに応じて、褒賞による加点を増やすことができること。

⑸　評価期間経過後に反則行為があった場合の優遇区分の指定又はその指定の変更

ア　規則第５３条第４号の「その他の事情」としては、例えば、その時点における評価期間の残りの期間の長短や、釈放予定日までの期間が切迫していること等が考えられること。

イ　規則第５３条第４号の規定により優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更するに当たっては、上記(１)の評価の結果に反則行為による減点を加味した点数に基づき行うこと。ただし、優遇区分の指定を変更する場合は、その変更する日からその日の属する評価期間の末日又は釈放予定日までの期間が短くなるのに応じて、反則行為による減点を増やすことができること。

⑹　褒賞を行ったことにより優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更した場合における評価期間経過後の優遇区分の指定

規則第５３条第５号ただし書における「相当と認めるとき」とは、例えば、褒賞を行わなかったものとして受刑態度を評価した場合、褒賞を行ったことにより指定し、又は指定を変更した優遇区分より下位の優遇区分に指定することとなり、当該受刑者の改善更生の意欲を喚起する上で好ましくないと認められるときなどが考えられること。

⑺　移送された受刑者の優遇区分の指定

優遇区分の指定を受けた受刑者が他の刑事施設に移送された場合には、移送前

と同一の優遇区分に指定するものとすること。

3　規則第５３条第６号による第４類への優遇区分の指定（訓令第６条関係）

訓令第６条各項の事由に該当するかどうかの判断に当たっては、以下の点に留意すること。

⑴　訓令第６条第１号の「反則行為を行った場合において、心身の状態を考慮して懲罰を科されていないこと」とは、例えば、職員の制止に従わず大声を発したものの、当該受刑者の精神状態から科罰効果が期待できないとして、懲罰を科されなかったことなどが考えられること。

⑵　訓令第６条第２号の「休養により矯正処遇等を受けていない日」には、規則第４６条第１項各号に掲げる日その他休養以外の事由により矯正処遇等を行っていない日は含まれないこと。

⑶　訓令第６条第３号の「休養により作業を行っていない日」には、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（令和７年法務省令第　号）附則第３条第２項各号に掲げる日その他休養以外の事由により作業を行っていない日は含まれないこと。

4　優遇区分の告知（訓令第７条関係）

訓令第７条の規定により受刑者に告知する際、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため必要があると認めるときは、上記２の（１）の評価の結果を説明したり、受刑者に適切な指導を加えることとしても差し支えないこと。

なお、訓令第７条の規定により告知することとされていない受刑者についても同様であること。

5　優遇区分の表示（訓令第１０条関係）

優遇区分の表示方法としては、例えば、優遇区分に応じて受刑者の衣類や居室等に表示する方法が考えられること。

なお、優遇措置の表示に当たって略称を使用するときは、以下の例によること。

⑴　第１類　ユー１

⑵　第２類　ユー２

⑶　第３類　ユー３

⑷　第４類　ユー４

⑸　第５類　ユー５

6　その他

優遇措置のための評価を実施している受刑者を他の刑事施設へ移送する場合には、別紙様式１の「生活評価カード」及び別紙様式２の「優遇措置評価表」を移送先の刑事施設に引き継ぐこと。この場合において、移送した日の属する月における移送までの間の生活評価カードに係る日常生活等の態度の中間的な評価内容についても、適宜の方法により、移送先の刑事施設に引き継ぐこと。

別紙　優遇措置評価基準表

１　加点基準

<table>
<tr><th>点数
評価事項</th><th>５点</th><th>３点</th><th>２点</th><th>１点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">日常生活等の態度</td><td>－</td><td colspan="3">①懲罰を科されていない期間が各施設の定める期間を超えている者について、評価期間中、懲罰を科されないまま経過（各施設において定める基準に応じて、１点～３点の点数を付与する。）</td></tr>
<tr><td>②当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、５月（５回）以上がａ評価</td><td>③当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、４月（４回）がａ評価</td><td>④当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、３月（３回）がａ評価</td><td>⑤当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、２月（２回）がａ評価</td></tr>
<tr><td>賞罰の状況</td><td colspan="2">⑥法第１４９条の規定により褒賞を受けたこと（事案に応じ、５点又は３点の点数を付与する。）。</td><td colspan="2">⑦施設内の運用による表彰等を受けたこと（事案に応じ、２点又は１点の点数を付与する。）。</td></tr>
<tr><td>作業への取組状況</td><td>⑧当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、５月（５回）以上がａ評価</td><td>⑨当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、４月（４回）がａ評価</td><td>⑩当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、３月（３回）がａ評価</td><td>⑪当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、２月（２回）がａ評価</td></tr>
<tr><td>各種指導への取組状況</td><td>⑫当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、５月（５回）以上がａ評価</td><td>⑬当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、４月（４回）がａ評価</td><td>⑭当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、３月（３回）がａ評価</td><td>⑮当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、２月（２回）がａ評価</td></tr>
<tr><td>資格の取得状況</td><td>－</td><td>⑯法第３０条の目的を達成する上において有用かつ取得が困難と認められる資格を取得</td><td>⑰法第３０条の目的を達成する上において有用な資格を取得</td><td>－</td></tr>
</table>

注１　①の「懲罰を科されていない期間」とは、当該評価期間の初日において経過していることを要すること。ただし、各施設においては、当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、１月（１回）以上がｃ評価である場合は、各施設が定める期間を超えたときであっても加点しないことを定めることができること。

２　②から⑤までについては、通達記２の⑴イに係る成績評価によること（具体的には、生活評価カードの総合評価欄に記載された各評価結果による。）。

３　⑧から⑮までについては、処遇要領に係る矯正処遇の成績評価によること（具体的には、平成１８年５月２３日付け法務省矯成第３３１１号当職依命通達「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」別紙様式（以下「評価票」という。）に記載された各評価結果による。）。

４　⑫から⑮までについては、一般改善指導以外の各種指導（特別改善指導、教科指導等）を受講している受刑者の評価方法は、当該月において、いずれか（一般改善指導を含む。）の指導がａ評価であり、かつ、他の指導にｃ評価がなければ、ａ評価とすること。

5　⑯に該当する資格としては、例えば、簿記１級、簿記２級、基本情報技術者試験、理容師・美容師、珠算検定１級、大型特殊自動車免許、２級自動車整備士、３級自動車整備士、高等学校卒業程度認定試験全試験科目合格その他これに準ずる資格が該当すること。
6　⑯及び⑰については、矯正処遇により資格を取得したか否か、余暇時間帯に自主的に取得したか否か、及び受刑者が資格取得に要する費用を負担したか否かを問わないこと。
7　⑯に該当する資格を取得したことに対する加点は、翌々評価期間まで、また、⑰に該当する資格を取得したことに対する加点は、翌評価期間まで行うことができること。なお、⑯及び⑰ともに、当該評価期間中に複数の資格を取得した場合は、その資格数に応じて加点を行うこと。

２　減点基準

点数 評価事項	－１０点	－５点	－３点	－２点	－１点
日常生活等の態度	－	－	①当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、４月（４回）以上がｃ評価	②当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、３月（３回）がｃ評価	③当該評価期間に係る各月の生活状況評価のうち、２月（２回）がｃ評価
賞罰の状況	④当該評価期間中に、法第１５１条第１項第５号の閉居の懲罰を科された場合において、その日数が３０日以上のとき	⑤当該評価期間中に、法第１５１条第１項第５号の閉居の懲罰を科された場合において、その日数が１５日以上３０日未満のとき	⑥当該評価期間中に、法第１５１条第１項第１号の戒告以外の懲罰を科された場合（ただし、第５号の閉居の懲罰については１５日未満のものに限る。）	⑦当該評価期間中に、法第１５１条第１項第１号の戒告の懲罰を科された場合	－
作業への取組状況	－	－	⑧当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、４月（４回）以上がｃ評価	⑨当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、３月（３回）がｃ評価	⑩当該評価期間に係る各月の作業の評価のうち、２月（２回）がｃ評価
各種指導への取組状況	－	－	⑪当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、４月（４回）以上がｃ評価	⑫当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、３月（３回）がｃ評価	⑬当該評価期間に係る各月の各種指導の評価のうち、２月（２回）がｃ評価

注１　①から③までについては、通達記２の(1)イに係る成績評価によること（具体的には、生活評価カードの総合評価欄に記載された各評価結果による。）。

２　⑧から⑬までについては、処遇要領に係る矯正処遇の成績評価によること（具体的には、評価票に記載された各評価結果による。）。

３　当該評価期間中に、懲罰を２回以上科された場合は、それぞれ減点すること。

４　⑪から⑬までについて、一般改善指導以外の各種指導（特別改善指導、教科指導等）を受けている受刑者の評価方法は、当該月において、いずれか（一般改善指導を含む。）の指導がｃ評価であり、かつ、他の指導にａ評価がなければ、ｃ評価とすること。

別紙様式1

施　設　名	
称　呼　番　号	
氏　　名	

生活評価カード（　　年度）

	日常生活等の態度				特　記　事　項			備考	記録者
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
○年4月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
5月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
6月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
7月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
8月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
9月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
10月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
11月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
12月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
○年1月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
2月									
	基本態度	対人関係	生活意欲	総合評価	懲　罰	褒　賞　等	資格取得		
3月									

【生活評価カードの記載要領】

1　「施設名」の欄

受刑者が移送された場合には、移送先の刑事施設においては、移送元の刑事施設の施設名を見え消しで削除し、余白に自施設の施設名を記載すること。

2　「称呼番号」の欄

受刑者が移送された場合には、移送先の刑事施設においては、移送元の刑事施設の称呼番号を見え消しで削除し、余白に自施設で付与した称呼番号を記載すること。

3　「基本態度」の欄

受刑者の基本的な生活態度（遵守事項、生活心得、職員の注意指導等の遵守状況、社会常識に照らした生活態度の状況等）が、良好と認められれば「○」を、普通と認められれば「－」を、不良と認められれば「×」の評価記号を記載すること。

4　「対人関係」の欄

受刑者の対人関係（他の受刑者との協調性、社会常識に照らした対人応接の状況等）が、良好と認められれば「○」を、普通と認められれば「－」を、不良と認められれば「×」の評価記号を記載すること。

5　「生活意欲」の欄

受刑生活をしていく上においての受刑者の生活意欲（受刑生活に取り組む姿勢の前向きさ、積極性、責任感等）が、良好と認められれば「○」を、普通と認められれば「－」を、不良と認められれば「×」の評価記号を記載すること。

6　「総合評価」の欄

上記３から５までの「基本態度」の欄、「対人関係」の欄及び「生活意欲」の欄の各評価に基づき、次のとおりの評価記号を記載すること（なお、この総合評価の結果については、平成１８年５月２３日付け法務省矯成第３３１１号矯正局長依命通達「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」の別紙様式「評価票」の「生活状況に関する評価」の当該月の欄にも同じ評価記号を記載すること。）。

「ａ」…○が２つ以上あり、かつ、×がないなど、生活態度が総じて良好と評価できる場合

「ｂ」…良好とも不良とも評価されないなど、生活状況が総じて普通と評価できる場合

「ｃ」…×が２つ以上あるか、又は、×が１つでも、他の評価から生活態度が総じて不良と評価される場合

7　「特記事項」の欄

当該月において、当該受刑者について、懲罰を受けた場合、賞揚に値する行為があった場合、又は社会復帰に有用な資格を取得した場合には、その月日、内容等を簡潔に記載すること。

8　「備考」の欄

例えば、当該受刑者が移送された場合等において、その事実とその年月日等の必要事項を記載すること。

9　「記録者」の欄

本カードを作成（記録）した担当職員が、毎月の作成（記録）の都度、押印すること。

別紙様式2

優遇措置評価表（　　年　月）

工　場		称呼番号		氏　名	

点数	日常生活等の態度（加点①）		日常生活等の態度（加点②）		賞罰の状況（加点）		作業への取組状況（加点）		各種指導への取組状況（加点）		資格の取得状況	
	評価事項	該当	評価事項	該当	評価事項	該当	評価事項	該当	評価事項	該当	評価事項	該当
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5点	－	－	②各月の生活状況評価のうち、5月（5回）以上がa		⑥法第149条の規定による褒賞（事案に応じて、5点又は3点を付与する。）		⑧各月の作業の評価のうち、5月（5回）以上がa		⑫各月の各種指導の評価のうち、5月（5回）以上がa		－	－
3点	①懲罰を科されていない期間が各施設の定める期間を超えている者について、評価期間中、懲罰を科されないまま経過（各施設の定める基準に応じて、1点～3点の点数を付与する。）		③各月の生活状況評価のうち、4月（4回）がa				⑨各月の作業の評価のうち、4月（4回）がa		⑬各月の各種指導の評価のうち、4月（4回）がa		⑯有用かつ取得が困難と認められる資格を取得	
2点			④各月の生活状況評価のうち、3月（3回）がa		⑦施設内の運用による表彰等（事案に応じて、2点又は1点の点数を付与する。）		⑩各月の作業の評価のうち、3月（3回）がa		⑭各月の各種指導の評価のうち、3月（3回）がa		⑰法第30条の目的を達成する上で有用な資格を取得	
1点			⑤各月の生活状況評価のうち、2月（2回）がa				⑪各月の作業の評価のうち、2月（2回）がa		⑮各月の各種指導の評価のうち、2月（2回）がa		－	
計	点		点		点		点		点		点	

点数	日常生活等の態度（減点）		賞罰の状況（減点）		作業への取組状況（減点）		各種指導への取組状況（減点）	
	評価事項	該当	評価事項	該当	評価事項	該当	評価事項	該当
マイナス10点	－	－	④法第151条第1項第5号の閉居の懲罰を科され、その日数が30日以上のとき		－	－	－	－
マイナス5点	－	－	⑤法第151条第1項第5号の閉居の懲罰を科され、その日数が15日以上30日未満のとき		－	－	－	－
マイナス3点	①各月の生活状況評価のうち、4月（4回）以上がc		⑥法第151条第1項第1号の戒告以外の懲罰を科されたとき（ただし、閉居の懲罰については15日未満）		⑧各月の作業の評価のうち、4月（4回）以上がc		⑪各月の各種指導の評価のうち、4月（4回）以上がc	
マイナス2点	②各月の生活状況評価のうち、3月（3回）がc		⑦法第151条第1項第1号の戒告の懲罰を科されたとき		⑨各月の作業の評価のうち、3月（3回）がc		⑫各月の各種指導の評価のうち、3月（3回）がc	
マイナス1点	③各月の生活状況評価のうち、2月（2回）がc		－	－	⑩各月の作業の評価のうち、2月（2回）がc		⑬各月の各種指導の評価のうち、2月（2回）がc	
計	－ 点		－ 点		－ 点		－ 点	

合計	点

↓

第　類相当

12点以上　第1類
6点～11点　第2類
0点～5点　第3類
−4点～−1点　第4類
−5点以下　第5類